

事務連絡
令和7年9月25日

各都道府県
保健所設置市
特別区
衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康・生活衛生局感染症対策部感染症対策課

感染症法に基づく医師の届出に対する周知について（協力依頼）

平素より、国内の感染症対策に御尽力、御協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）において全ての医師に届出が義務付けられている感染症（全数把握対象疾患）について、円滑な報告の推進を目的とした普及啓発用の資料を作成しましたので、御案内します。

本資料は、厚生労働省行政推進調査事業補助金「新興・再興感染症及び予防接種政策推進事業」における「感染症対策に関する行動経済学的研究」（研究代表者：大阪大学大学院経済学研究科 大竹 文雄）に基づく研究成果の一環として作成されたものであり、届出基準の解釈やその活用等について分かりやすくまとめたハンドブックとなっています。各都道府県等におかれては、貴管下の医療機関等に対して周知いただきますようお願い致します。

※届出に関するウェブページについて

○「感染症対策に関する行動経済学的研究」に基づく研究成果の一環として作成されたハンドブック（別添と同内容）

<https://www.eipm.osaka-u.ac.jp/top-menu/movie-others/pamphlet250708>

○厚生労働省ウェブサイト 感染症法に基づく医師の届出のお願い

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekaku-kansenshou/kekaku-kansenshou11/01.html

○国立健康危機管理研究機構ウェブサイト 届出票（全数把握疾患）記入時のお願い、注意点

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/topics/050/index.html>

○国立健康危機管理研究機構ウェブサイト 感染症発生動向調査事業における届出の質向上のためのガイドライン 【医師向け】

<https://id-info.jihs.go.jp/surveillance/idwr/jp/guideline/guideline2025dc.pdf>

(別添)

別紙 1 感染症法に基づく医師の届出ハンドブック

／ 忘れていませんか？ ／ 感染症法に基づく医師の届出



なぜ
届け出るの？

対象となっている
感染症は？

どうやって
届け出るの？

全ての医師は、
対象の感染症の患者を診断したとき
迅速に管轄の保健所に届出を行うことが
感染症法*で**義務付け**られています。

*感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律



感染症法に基づく 医師の届出ハンドブック

医師の届出って何？

全ての医師は、対象の感染症の患者を診断したとき、迅速に管轄の保健所に届出を行う**義務**が感染症法で定められています。(感染症法第12条)
届出は感染拡大防止のための必要な調査や措置の起点となるとともに、感染症の発生状況として還元され、国民や医療機関の皆様の予防・診断・治療に役立ちます。
届出をしなかった場合には、法律上**罰金**が科されます。(感染症法第77条)

全ての医師が報告する必要がある疾患と
指定届出機関が報告する必要がある疾患があります。

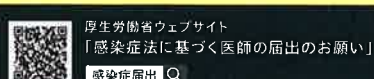
このハンドブックでは
こちらが対象

全数報告対象

全ての医師が
診断時に報告する必要がある疾患

定点報告対象

指定届出機関が
報告する疾患



- ☑ 感染症法においては、届出がされない場合の罰則が規定されています。
- ☑ 感染症の発生状況は、感染症法で医師に義務付けられた発生の届出のみで把握することができます。
- ☑ 迅速な届出がされない場合、サーベイランス情報が事実と異なったり、対策が遅れ感染が広がったりするリスクがあります。
- ☑ 診断をした際は、『感染症法に基づく医師の届出のお願い』(厚生労働省ウェブサイト)を参照の上、医療機関を管轄する保健所あてに発生届を出してください。

01

なぜ届け出るの？

届出は、国民や医療機関の皆様の
予防・診断・治療に役立ちます



医師が
患者を診断



保健所に
届出



データの
分析と活用



対策

例えば・・・

- ☑ 感染症の流行状況の把握
流行予測や流行への備えについての検討に利用
- ☑ 麻しんのワクチン接種の啓発
年齢分布が成人にシフトしていることを把握することで、成人向けのワクチン接種を啓発
- ☑ 結核等の蔓延防止策
届出に関連して、結核等の入院勧告、就業制限、接触者調査などを実施
- ☑ 風しん予防接種制度への提言
ワクチン未接種の30代から50代の男性患者の増加と先天性風しん症候群の増加を把握したことから、風しんに対する第5期定期予防接種を実施
- ☑ ポリオ根絶の維持を示す指標として活用
世界保健機関(WHO)は、ポリオ根絶に向けた取組・対策を進めており、急性弛緩性麻痺の発生報告数は、日本の根絶状況を示す重要な指標の一つ



どうやって届け出るの？

迅速に管轄の保健所に提出します

まずはここを確認！

開業医の方

提出方法を最寄りの
保健所で確認。

勤務医の方

組織内での手続方法
を確認。

医療機関の方

提出方法を最寄りの
保健所で確認。
組織内での手続方法を
整備し医師に周知。

届出の方法



医師 患者を診断

- ☑ 厚生労働省ウェブサイトで届出の対象となる疾患を把握しましょう。
- ☑ 疾患ごとの届出基準等を確認しましょう。



医師 届出票を記入

- ☑ 各自治体や保健所のウェブサイト
届出方法と様式を確認して、記入しましょう。



医師または医療機関 保健所に届出

- ☑ 診断後直ちに届け出るものと、
診断から7日以内に届け出るものがあります。

02

03

POINT

事前に自治体からアカウントが発行されていれば、**オンラインでも届出を行うことができます。**
感染症基上、オンラインでの届出は努力義務(一部の医療機関では義務)とされています。

診断

氏名等を届け出る場合、患者に保健所から連絡がある可能性について事前に伝えておきましょう。

オンラインで届出



紙媒体で届出



届出様式を入手

厚生労働省ウェブサイトあるいは、自治体のウェブサイトからダウンロード。

アカウント作成

管轄保健所にて発行。
※発行に数日要します。登録しておけば次回からはログインから開始となります。

記載

PC等で作成して印刷でも手書きでもOK。

症例登録

システムにログインして届出疾患を選択。診療情報等から医師が登録。

症例登録

管轄保健所にFAX送信および文書の保管。

診療録記載

届出の重複を防ぐため、診療録には、届出を行ったことを記載しないし、届出内容をコピー・印刷して保管してください。

※保健所で届出を受け、内容の確認や感染拡大防止を目的とした調査のため、必要に応じて連絡があります。公衆衛生上の必要性をご理解いただき、ご協力をお願いします。

届出対象となっている感染症は？

届出はいつ行えばいいの？

結核や麻疹、梅毒など、周囲への感染拡大防止を図ることが必要な感染症や、発生数が希少な感染症は、**全ての医師が届出を行う必要があります(全数把握)**。
届出には、**診断後直ちに行う必要があるもの**と、**診断から7日以内に行う必要があるもの**があります。

なお、インフルエンザや感染性胃腸炎など、患者数が多数で、全数を把握する必要がない感染症は、都道府県から定点として指定された医療機関以外からは届出を行う必要がありません(定点把握)。

全数把握対象の感染症(令和7年3月現在)

1類

感染力及び罹患した場合の重症性からみた危険性が極めて高い感染症

直ちに届出

・エボラ出血熱 ・痘そう ・南米出血熱 ・マールブルグ病
・クリミア・コンゴ出血熱 ・ペスト ・ラッサ熱

2類

感染力及び罹患した場合の重症性からみた危険性が高い感染症

直ちに届出

・急性灰白髄炎 ・重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属SARSコロナウイルスであるものに限る。)
・結核 ・ジフテリア ・中東呼吸器症候群
・鳥インフルエンザ(H5N1) (病原体がベータコロナウイルス属MERSコロナウイルスであるものに限る。)
・鳥インフルエンザ(H7N9)

3類

特定の職業への就業によって感染症の集団発生を起し得る感染症

直ちに届出

・コレラ ・腸管出血性大腸菌感染症 ・パラチフス
・細菌性赤痢 ・腸チフス

4類

直ちに届出

動物・飲食物等の物件を介してヒトに感染する感染症

・E型肝炎 ・重症熱性血小板減少症候群(病原体がレボウイルス属SFTSウイルスであるものに限る。)
・ウエストナイル熱 ・A型肝炎 ・ダニ媒介感染症
・エキノコックス症 ・炭疽 ・チクングニア熱
・エムボックス ・黄熱 ・つつが虫病
・オウム病 ・デング熱
・オムスク出血熱 ・回帰熱
・東部ウマ脳炎
・キャサナル森林病
・Q熱
・狂犬病
・コクシジオイデス症
・ジカウイルス感染症
・腎臓出血熱
・西部ウマ脳炎
・日本紅斑熱
・日本脳炎
・ハンタウイルス
・肺炎球菌
・ブドウ球菌
・ブルセラ症
・ベネズエラウマ脳炎
・ヘンドラウイルス感染症
・発しんチフス
・ボツリヌス症
・マラリア
・野兔病
・ライム病
・リッサウイルス感染症
・リフトバレー熱
・類鼻疽
・レジオネラ症
・レプトスピラ症
・ロッキー山紅斑熱

肝炎も届出の対象だったのか！

5類

7日以内に届出

国が感染症発生動向調査を行い、その結果等に基づいて必要な情報を国民一般や医療関係者に提供・公開していくことによって、発生・まん延を防止すべき感染症

・アメリカ赤痢 ・劇症型溶血性レンサ球菌感染症
・ウイルス性肝炎(E型肝炎及びA型肝炎を除く) ・後天性免疫不全症候群
・カルバペネム耐性腸内細菌目細菌感染症 ・ジアルジア症
・急性地線性麻痺(急性灰白髄炎を除く) ・侵襲性インフルエンザ菌感染症
・急性脳炎(ウエストナイル脳炎・西部ウマ脳炎・ダニ媒介脳炎・東部ウマ脳炎・日本脳炎・ベネズエラウマ脳炎及びリフトバレー熱を除く) ・侵襲性肺炎球菌感染症
・クリプトスポリジウム症 ・水痘(人乳児に限る) ・薬剤耐性アシネタ・バクテリア感染症
・クロイツフェルト・ヤコブ病 ・梅毒

梅毒も対象だったなんて、知らなかった！

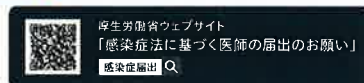
※届出対象となっている感染症は、適宜追加・変更される場合があります。
※西文字の疾患は、原則調査にて医師の認知度が低かった疾患です。

届出対象の感染症と診断する基準は？

届出は、感染症ごとに定められている届出基準を満たした場合に行う必要があります。
厚生労働省のホームページでは、各感染症の定義や臨床的特徴とともに、届出基準や届出のために必要な要件を紹介しています。

診断基準等を確認する方法

Step1 厚生労働省のウェブサイトへアクセス



Step2 該当の感染症を探す



届出対象の感染症と診断する基準は？

届出は、感染症ごとに定められている届出基準を満たした場合に行う必要があります。
厚生労働省のホームページでは、各感染症の定義や臨床的特徴とともに、届出基準や届出のために必要な要件を紹介しています。



例えば麻疹の場合、5類のここをクリック



